

広島国税局からのお知らせ

源泉所得税事務集中処理センター室の事務の拡大及び移転について

所得税の源泉徴収事務につきましては、日頃から深い御理解と御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

広島国税局では、源泉所得税事務の効率化を図ることを目的として、「源泉所得税事務集中処理センター室（源泉事務センター）」を設置し、広島国税局管内の源泉所得税の納付状況等の確認が必要な源泉徴収義務者に対する「納付照会はがき」の発送や電話照会の集中処理を実施しています。

平成30年9月3日以降においては、「扶養控除等の見直しについて」などのお尋ね文書の発送や電話照会についても、管内全50署を対象に集中処理を実施しますので、御理解と御協力をよろしくお願いいたします。

なお、源泉事務センターについては、現在の広島合同庁舎1号館から広島西税務署内へ平成30年7月中旬に移転します。

○ 実施内容

項目	内容等
名称等	1 名称 広島国税局 源泉所得税事務集中処理センター室 (略称：源泉事務センター) 2 所在地 (移転前) 広島市中区上八丁堀6番30号 広島合同庁舎1号館 (移転後) 広島市西区観音新町1丁目17番3号 広島西税務署内 3 電話番号 (082) 225-6716 (ナビダイヤル 0570-001159) ※ 移転後も電話番号に変更はありません。
事務の内容	1 「納付照会はがき」の発送・電話照会 ・ 「納付照会はがき」は、源泉事務センターから発送します。また、「納付照会はがき」の返信先は、源泉事務センターとなります。 ・ 源泉事務センターから、源泉所得税の納付状況等について電話照会を行う場合があります。 2 「扶養控除等の見直しについて」などのお尋ね文書の発送・電話照会 ・ 「 <u>扶養控除等の見直しについて</u> 」、「 <u>給与、報酬・料金等の支給状況についてのおたずね</u> 」及び「 <u>源泉所得税の納付についてのおたずね</u> 」などのお尋ね文書は、源泉事務センターから発送します。また、お尋ね文書に対する回答書の返信先は、源泉事務センターとなります。 ・ 源泉事務センターから、回答書の内容等について電話照会を行う場合があります。
対象署	広島国税局管内 全50署

※ アンダーライン部分は、新たに全50署を対象に集中処理を実施する事務です。

※ 「扶養控除等の見直しについて」のお尋ね文書の発送・電話照会については、平成29年7月以降、7署（広島東署、広島南署、広島西署、広島北署、廿日市署、海田署及び吉田署）において集中処理を試行的に実施しています。